

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市介護保険条例の一部を改正する条例

周南市介護保険条例（平成15年周南市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29,760円」を「27,090円」に改め、同項第2号中「44,640円」を「40,780円」に改め、同項第3号中「44,640円」を「41,070円」に改め、同項第6号イ、同項第7号イ及び同項第8号イ中「、次号イ」を「又は次号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「、次号イ又は第11号イ」を「又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第10号ア中「750万円」を「520万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第12号イ若しくは第13号イ」を加え、同項第11号中「130,950円」を「125,000円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ若しくは第13号イ」を加え、同項第12号中「148,800円」を「154,760円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 136,900円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 142,850円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,860円」を「16,970円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,860円」を「16,970円」に、「29,760円」を「28,870円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,860円」を「16,970円」に、「41,670円」を「40,780円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の周南市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,640円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,450円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 74,400円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につい</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,090円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,780円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,070円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,450円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 74,400円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につい</p>

現行	改正案
<p>てこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>てこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 89,280円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 89,280円</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 101,190円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 101,190円</p>
<p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 113,090円</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 113,090円</p>
<p>ア 合計所得金額が<u>750万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について</p>

現行

てこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 130,950円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

改正案

てこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 125,000円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 136,900円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 142,850円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要

現行	改正案
<p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>148,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,860円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,860円</u>」とあるのは、「<u>29,760円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,860円</u>」とあるのは、「<u>41,670円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号</p>	<p style="text-align: center;"><u>としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,760円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,970円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,970円</u>」とあるのは、「<u>28,870円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,970円</u>」とあるのは、「<u>40,780円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号</p>

現行	改正案
<p>イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>若しくは第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から<u>第11号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>